

# 第 4 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成15年9月25日

場 所 : 昭和町農村環境改善センター

## 第4回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成15年9月25日(木)午後2時～4時11分
2. 場 所 昭和町農村環境改善センター
3. 出席した委員等 会 長 石 川 光 男  
第1号委員 千 田 鐵太郎 小 玉 久 男  
第2号委員 後 藤 一 志 堀 井 克 見 千 田 正 英  
赤 平 未次郎 小 林 友 明 大 澤 一 義  
門 間 英 也 佐 藤 正 信 伊 藤 栄 悦  
第3号委員 佐々木 吉 男 鈴 木 久米雄 三 浦 トシ子  
館 岡 哲 南 都 武 男 淡 路 徹  
鈴 木 政 亞 小 玉 喜久子  
第4号委員 山 口 博 司
4. 欠席した委員 第3号委員 伊 藤 義 弘
5. 出席した幹事等 幹 事 長 佐々木 嘉 一  
副 幹 事 長 渡 邊 毅 間 杉 作 朗  
幹 事 高 橋 利 雄 大 越 宏 鈴 木 司  
門 間 鋼 悦 伊 藤 賢 志  
鐙 利 行 千 種 肇  
教 育 長 保 坂 廣治郎 小 林 洋 菊 地 紘  
事 務 局 幸 村 公 明 渡 辺 雅 人 菅 原 龍太郎  
村 山 久 尚 他4名
6. 協 議 案 件
  - (1) 協 議
    - ・協議第9号《継続協議》新市の名称について(名称の決定方法の確認)
    - ・協議第10号 新市の事務所の位置について(合併時の事務所の位置の確認)
    - ・協議第11号《継続協議》財産の取扱いについて(財産及び債務の取扱い)
    - ・協議第17号 電算システムの取扱いについて
  - (2) 提 案(次回協議事項)
    - ・協議第15号 議会議員の定数及び任期の取り扱いについて(小委員会の設置について)
    - ・協議第16号 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて  
(小委員会の設置について)
    - ・協議第18号 一般職の職員の身分の取り扱いについて
    - ・協議第19号 特別職の身分の取り扱いについて
  - (3) その他
    - ・住民アンケート調査について
    - ・住民説明会について
  - (4) 次回開催日について

【協議の状況】

司 会（事務局長 幸村）

お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第4回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

それでは、会議次第に従いまして 進めさせて頂きます。開会にあたりまして、会長からご挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

皆さん、今日は悪天候のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。また、傍聴者の皆さんも誠にご苦勞様でした。

さて、この法定協議会も4回目に入りました。いよいよ各論に入り、継続協議となっている新市の名称、事務所の位置、財産の取扱いといった基本項目の所で意見の集約を見ない状況にあります。

私、会長として県内外の合併協議にも見られるように、合併協議会からの離脱、見合せなど、いずれも生みの苦しみとも言える状況に直面している事に対し、私共の協議会におきましても、正に、ここ数ヶ月がある意味で山場、正念場であると思っています。

昨日、本町の天王町議会合併促進特別委員会が開催されました。この席でも、事務所の位置をはじめ、この基本項目について色々な意見が出ましたが、この中で、合併協議の基本的な姿勢である互譲の精神という事と対等、平等という事の意味合いに大きな認識の違いがあると言う強い意見がありました。

もとより、合併協議は、人口規模、将来人口予測、生産年齢比率、高齢化率、さらには財政規模、基金と債務等々、これらを総合的に勘案して、合併協議の基本姿勢である互譲の精神と信頼関係が発揮されるものであるとの認識であります。

それぞれの町が本音のところ協議をしていく事、そして、意見の違う部分については、いかに折衷案を探りながら、3町合併のあるべき姿を協議しあう事が大事になっています。

私共の協議会の特徴は、はじめに合併協議の難題である、名称、事務所の位置、基金の取扱いを三位一体として協議していくこととしている事です。確かに難しい問題ではありますが、ここが決まればあとは、超スピードで走れるものと思っています。

今回の協議資料にも事務所の位置を追加提案し、協議をしていくこととしておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、挨拶を終わります。

司 会（事務局長 幸村）

続きまして、本日の会議に入りますが、飯田川町の伊藤義弘委員から欠席する旨のご連絡がありましたのでご報告致します。

ここで出席委員数の報告をさせていただきます。本日は20名の委員の皆様の出席を賜っております。規約第10条第1項の規定により、本会議が成立した事をご報告致します。

続いて、お手元の資料のご確認をお願い致します。本日の第4回協議会資料は、昨日お配りした資料でありまして、表紙が白色に、茶色で本日配付分と2重枠で囲んである綴りですが、この内容は、本日の議題として、協議第10号事務所の位置、次回第5回協議会の協議事項として、協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱い、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの、合わせて3件の協議案を追加したものであります。この3件については、事前に提出すべき内容でありましたが、調整案の作成に時間を要した為のもので、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくお願ひ致します。

また、黄緑色の表紙は第5回協議会資料であります。それから、前回の協議会でお配りした表紙が水色の第3回協議会資料と、表紙が黄色の第4回協議会資料も、持って来て頂いていると存じますが、

本日は、この4冊でご協議して頂きます。前回お配りした協議会資料については、事務局に控えがございますので、資料の足りない方は、お申し出頂きたいと存じます。資料の数が多いためなどから、ご面倒をおかけ致しますが、ご理解とご協力をお願い致します。

また、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

#### 会 長（石川天王町長）

それでは本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、昭和町の赤平委員と昭和町の小林委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議に入ります。協議第9号 継続協議となっております、新市の名称について議題と致します。事務局から説明を求めます。

#### 説明者（事務局長 幸村）

それでは、協議第9号 継続協議となっております新市の名称について、名称の決定方法の確認でございます。前回の協議会でお配りしてあります、水色の表紙の第3回協議会資料をご覧ください。2ページであります。

新市の名称決定方法の確認であります。調整案は「新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する」という確認をして頂く内容であります。前回までの協議状況としては、新市の名称の公募案の応募基準が決定に至らずに、継続協議となっているものであります。

7ページをお願い致します。6の新市の名称の公募案の応募基準ですが、の3町の名称使用についてであります。この所が、使用する、使用しないで色々意見が出されておりました。

説明につきましては、以上でございます。

#### 会 長（石川天王町長）

協議第9号をご説明申し上げましたが、これまでの協議会で、基本的な選定方法としては、公募を行ったうえで小委員会を設けて候補を絞り込み、合併協議会で決定する事と致しました。

本日、ご協議して頂く内容は、新市名称の公募案について、また、募集要項、小委員会設置要領の順にご協議頂き、これらの内容が確認され次第、公募していきたいと思っております。項目毎に、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

第3回協議会資料、表紙が水色の表紙の7ページであります。新市の名称の公募案の応募基準ですが、6の新市名称の公募案についてと、9ページの新市名募集要項案であります。の全国の市町村に無い名称については、基準からはずしても良いものとも考えられます。

はじめに、応募基準の 全国の市町村に無い名称については、基準から除外する件について、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

これは、前々回の所でも事務局から、法定の第1回目、あるいは法定協議会の際でも、全国に無い名前というような事が載っていましたから、事務局の見解では東北、あるいは全国、秋田県で同じような名前があるのは困りますけれども、というような見解で外してもいいのではないかとというような説明がございましたが、これについてはまだ確認されておりませんので、これについてこれを取っ払ってもいいか、そのまま残してもいいかという事についてを決めたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

はい、どうぞ。

#### 赤平委員（昭和町）

実はこの間の、宮城の加美町に研修に行ったとき、加美町の説明では、町村においては全国と同名のもので使ってもいいと。ただし、市ではうまくないという風な説明を受けましたけれども、これはどちらの方が正しいのですか。

**説明者（事務局長 幸村）**

以前、自治省の方から通達がありまして、そういう風な内容のものでした。それが地方分権一括制度が導入されましてから、そういうものも各自、地方自治体で決めるべきものであり、同じものがあったとしてもよいものと解釈されるようになったものであります。ですから現在は、逆に言うと全国にある名前を使ってもよいと解釈されております。

**赤平委員（昭和町）**

分かりました。

**会 長（石川天王町長）**

その他にありませんか。はい、どうぞ。

**堀井委員（天王町）**

今、応募基準の についての協議という事で、会長よろしいですね。これは、今までの私共の認識としては、原則的には全国に無い名前を立ち上げ、そして全国に発信するという風な思いで私自身はここまで来ました。しかしながら、今の事務局の説明だと、だぶりであっても容認されるという解釈もありうるという事ではありますが、それはやはり当初からの私共の、少なくとも天王の一員として考えてきた事はですね、新たな立ち上げを、そして新たな名称をという事で今、再三再四協議を重ねている訳ではありますが、なるべくというか原則的に、全国で新たな市の名称を決めるとするならば、無いものを決定して、そして全国に発信していくという事が一番ベターではなからうかなと私は思います。

例えば、湖だとするならば全国に古今東西ある訳でありまして、だぶりの可能性も多々出てくると思いますので、最初からそういうものは回避をし、この地域に無ければならないような名称を決定し、そして全国に発信していくという原理原則に立つべきではなからうかと。従って、私は全国に無い名称というものをやはり大枠で決めていくべきではなからうかなという風に思います。それでこの後にですね、 という風にその基準要項が出てくる訳ではありますが、それとトータル的に考えていくべきだろうと最終的には思います。以上であります。

**会 長（石川天王町長）**

今、昭和町の赤平委員からは確認したという事で、天王の堀井さんからは全国に出来るならば無い名前を生かした方がいいというご意見ですが、その他にありませんでしょうか。

**小林委員（昭和町）**

今、天王の堀井委員の方から、全国で無い名前を原則的に付けようという、趣旨は分かるのですが、堀井委員のもともとの自論というのは、名前の公募に制限を加えるべきではないという自論でありました。全国に無い名前というのはすなわち制限を加える事になりますので、そういった意味で全国に無い名前ではなくて、今の事務局の説明のように全国にあってもこの地域にふさわしい名前だという風に、判断されるものだったら許されるのではないかなと。つまり今、会長が言われるように、全国で無い名前というものを削除したらどうかというご提案内容でありますから、私はその案に賛成したいと思います。

**堀井委員（天王町）**

まさしく協議でありますから、反論という感触でものを申す訳ではありませんが、私共が従来強調して参りましたのは、旧来の天王、昭和、飯田川という、旧3町を除外ありきという公募はいかなものかという事を声を大にして申し上げてきたのであって、全国に無い名前を付けようと、そして全

国に発信しようという事は、全く考えてない事でありますので、どうぞ一つ、小林委員の場合拡大解釈されたのは、私から見ればそういう、失礼ですが歪曲的な取り方はしないで頂きたい。少なくとも私の今までの主張と全国で無い名前をぶつけて、そして全国に発信するというような発想は全く違う視点から申し上げておりますので、どうぞ一つ懐を深くしてご理解を賜りたいと思います。

**会 長（石川天王町長）**

今、意見は2つありまして、全国に無い名前は削除してもいいと。いや、そのままにして欲しいという2つの案でございますが、これについてはその他の委員の方のご意見を伺いたいわけですが、無いですか。

**佐藤委員（飯田川町）**

飯田川の佐藤です。私も全国に無い名前を公募する方向でもさしつかえないところっております。

**会 長（石川天王町長）**

それでは、これも意見分かれました。

**小林委員（昭和町）**

ちょっと休憩して頂けますか。

**会 長（石川天王町長）**

それでは暫時休憩致します。

暫時休憩 （ 14 : 18 ）

会議再開 （ 14 : 25 ）

**会 長（石川天王町長）**

今の全国に無い名前については、3町の名称を使う、使わない、の後に議論したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは次に、3町の名称使用の可否も含めた、新市名称の公募案についてと、新市名称募集要項案について、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

**大澤委員（昭和町）**

只今、前の審議の中で、大変堀井さんから心強いような言葉が発せられたなという風に私は解釈しております。私1人の拡大解釈かも知れませんが、私はうちのほうの議長が3町の名称は外すべきだという風な、そしてお互いに新しい名称をもって新市を創っていこうという考えが、任意の段階で発せられております。まあ、それは色々お互いに議論を深める期間も必要でございました。それはそれなりに然るべき時間帯であったと左様に思っておりますが、私は今考えてみますとなおさらのこと、堀井さんが言ったように全国で無い名称。私もそれはそれなりに然りという判断をしておりますし、どうかこれからの3万6千人の新しい発展的な市を目指す私共のこの協議と致しまして、将来構想に基づきながらお互いに同一的な立場に立って地域のその垣根を払いながら、お互いがスタートラインからそれなりの考え方をもって進んで参りたいという事を私は常々思って参りました。そして今回のこの機会も相当重ねること長くなつて参りました。それなりにお互いに見解を持ち合わせながら、それなりの方向付けをなしていく時期に到達してきたろうという風にも思っております。そういう点におきまして、どうか一つお互いが最後の心の中に残す事の無いような、そういう新たなる見地に立って決めて参りたいと、そういう風に思っておりますので、新しい名称を創ろうという風な事になりまして、3つの町名は一つ使わない方向で新たなる募集をしていくという方向を携えたいという風に思っております。以上の見解でございます。

**会 長（石川天王町長）**

その他にありましたらお願い致します。

#### **佐藤委員（飯田川町）**

結論的には、私も大澤委員と同感です。先程、堀井委員が冒頭に申しあげましたように、全国にある名前を使わない方法がいいと。私も同意はしました。そういう意味で今大澤委員がおっしゃるように、そうであれば堀井さんも旧町名を使わないという考えなのかなと、一歩前進したなど私はこういう風に受け止めたのです。以上です。付け加えておきます。

#### **堀井委員（天王町）**

ものとり様でありまして、非常に昭和さんも飯田川さんも、今従来通りの主張が変わっていないという感じを受けております。私共が冒頭に申しあげた事は、会長である石川さんから、応募基準の  
について全国にある名前か否かという議題を供されたので、その基準の中で全国で無い名前を決定し全国に発信したらいかがですかと、こう申しあげたのでありまして、何も私共が旧来の天王・昭和・飯田川をのっけから外してそして応募しましょうなんて、そういう事を申しあげたつもりは毛頭ございませんのでどうか一つ歪曲しないで下さい。はっきり申し上げますが。

私は、もう4回目の法定と、任意から数えたら8回か9回か数え切れないほどやっていますよ。それで、まさしくこの入り口の中で全く遅々として動かないこの姿。3万6千人の町民も心配しているでしょう。ですからこの辺で、皆さんと思いは一つですよ。半歩くらいは踏み込んでいかないとこの先どうかなと。会議の冒頭に石川会長が勝負だという様な事を申しましたけれども、まさしくそうだと思いますよ。非常に心配しています。私はやはり、何はともあれこの調整案であります新市の名称というものは、公募をもって行うという事が一つ。それから小委員会に委ねるという事が二つ目。この大枠だけを決めて後は枠を決めないで、まさしく民意というものを繁栄させる為に王道の公募をすべきだと。公募というものは原理原則上、1人でも多くの民意を吸収する為の最大の手段であるという風な事がありますから、私共はですね、むしろこの名称の公募の基準を設けること事態がね、いかがなものかなという事で論を展開する訳でありまして、何とか一つこの辺で、公募を行うと。そして小委員会を設置すると。そして基準を設けなくて広く公募するという風な決着を、ぜひ皆さんに重ねてお願いしたいと思っております。以上です。

#### **会 長（石川天王町長）**

その他に無いでしょうか。

#### **赤平委員（昭和町）**

公募そのものの意味よりも、我々が今考えなければいけないのは、それこそ堀井さんが言った3万6千人の将来を考えなきゃいけない。公募の意味付けなんてものは、はっきり言えば色々な意味付けも出来る訳で。それから、今色々な例が出てきてますけれども、それこそ旧町名に支持したり、あるいはある程度の地域エゴが出たりして将来の新しい町そのものがすんなりと素直な形で出来ていくかという事を非常に、まあ最初に言った通り、それを危惧する為の提案だった訳でね。だから今その公募の論理と言うような事にこだわるよりも、将来その事があった方がいいのか、それともそういう風な事を一切無くしていった方がいいのかという所に協議の基準を置いて頂ければ非常にありがたいなという風に考えてますけれども。まあいずれにしてもこの基本5項目の中で今、残っているのは3項目。これがもう決まれば、これはもちろん合併が、もうできたと同じような事でございますから、あまり拙速に過ぎてもうまくないし、どうしてもまだまだ納得出来ないという事であれば、まだまだ道理を尽くしても私はいいと思っておりますよ。まあいずれにしても、目線の置き所を私共と一緒に目線に置いて頂ければ非常にありがたいなとそういう風に考えております。

#### **会 長（石川天王町長）**

はい、その他にどうぞ。

### 千田委員（天王町）

赤平委員が今、地域のエゴとかが非常に不安であるという事を申しましたけれども、逆にですね、新しい市が誕生するのですから、旧町名を3町外してもいいという事となれば、やはりそれこそ新しい3万6千人の町民に対して門戸を狭める事になりますから、公募の意味をなくしますと、そういう赤平委員の言った事が地域のエゴとか心配が逆に出てくると思いますので、やはりここは先程堀井委員が申した通りですね、公募にはそういう風な規制基準を設けなくて、そして小委員会でそれを選択してもらうという方法が、私はベターだと思います。

### 後藤委員（天王町）

私も、今千田さんがおっしゃいましたけれども、小委員会がありますからそこで選択してもらえばいい事であって、やはり公募するという事になりますと、公募には色々な制限を加えるものではないというのが私の考えです。ですから、そういう風に一つ考えて頂ければ幸いだなと思います。

### 会 長（石川天王町長）

その他に無いですか。無いようでありますので、この件については私冒頭の挨拶でも申し上げましたが、この事も含めて、挨拶ではもう数ヶ月と申しましたけれども、もう1回か2回の協議会でこれを、後の事務所の位置とか、財産の取扱いというものをスパッとしないと相当混乱すると思いますよ。ですから今赤平委員がおっしゃったように、まだ時間はあると。まだ時間はありますので、継続としたいと思いますけれども。

今、堀井委員が言った様に公募はすると、そして小委員会は設置すると。これはいいですね。それはまず確認しておきます。それで今言う3町の名称を使用するしないについては、この後の協議と致します。それで来月、再来月には今のこの後の問題も含めて、なるべく速やかにしていきたいと会長は考えていますのでご協力をお願いします。

それでは、名称の事はもういいですね。

（なしの声）

### 会 長（石川天王町長）

名称についてはこれで打ち切りまして、協議第10号 新市の事務所の位置について、合併時の事務所の位置の確認を議題と致します。

事務局から説明を求めます。

### 説明員（事務局長 幸村）

それでは資料が変わりまして、表紙が白色の第4回合併協議会の綴りをお願い致します。2ページからとなります。

協議第10号新市の事務所の位置について、合併時の事務所の位置の確認でございます。協議細目の合併時の事務所の位置の確認につきましては、調整案として「新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡何々町何々字何々番地」とする事を確認するという内容であります。

前回の協議会では、新市の事務所の位置についての細目として、庁舎の利用方法の確認でありましたが、合併時は3町の既存庁舎のいずれかの位置とする。庁舎の利用方法については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とすることが確認されております。この度の、合併時の分庁方式における事務所の位置について協議して頂くものです。現在の天王町・昭和町・飯田川町の役場の庁舎の、いずれかを事務所の位置とするものか協議検討して頂く事となります。

3ページの方をお願い致します。1の現況として、現在の庁舎の位置、施設規模として敷地面積、延床面積、竣工内容として竣工の年、建設費など、それぞれの現在の庁舎について記載しております。

説明は以上であります。

### 会 長（石川天王町長）



この10号について分庁方式は決まりましたので、この分庁方式の天王、昭和、飯田川の3町の内に位置を定めなければならないことになっております。協議第10号について、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

**館岡委員（昭和町）**

地方自治法第4条では、事務所の位置の決定基準として住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮をするように書かれています。私個人の考えでは、場所的に中心で比較的新しい現在の昭和町役場を本庁とした方が住民の利便性を考えた場合最もよいと思います。

**会 長（石川天王町長）**

他にご意見はありませんか。

**堀井委員（天王町）**

この3町の人口規模、財政規模を見たときにおのずとどの場所が本庁舎に適しているか見えてくると思います。また、協議会発足にあたって、会長はどこの町長が就いているのか、事務所がどこに置いているのか、そのような事を総合的に考えると本庁は天王町に置くべきだと思います。

**赤平委員（昭和町）**

私は、協議会発足時に石川町長を会長に推薦しましたが、そのような事を想定して推薦した訳ではありません。

**会 長（石川天王町長）**

只今、昭和町館岡委員からは「昭和町がよい」と、また堀井さんからは「天王町がよい」というご意見がありました。その他にご意見はありませんか。

**鈴木委員（天王町）**

この様な議案を協議する時に、必ずこの様な網の引き合いが生じてきます。本日の協議案を見るに町とは書かれていますが、白紙提案と同じ様なものと考えます。この様な白紙の提案はやめて、3町長がそれぞれ調整しあい、調製がついたものから白紙ではなく調整案を明記して協議すべきだと思います。白紙原案ではなく案を煮詰めてから原案を出して欲しいと思います。

**千田委員（天王町）**

少子高齢化に対応していかなければならないし、財政規模からもとらえまた、住民が最も利用しやすいという点からも考えれば、人口密度が多い所に庁舎があった方がよいと考えます。

**大澤委員（昭和町）**

昭和町から見た考え方を申し上げますけれども、合併に際し垣根のない政策をとっていかなければなりません。また、距離的にも検討していかなければなりません。新市の財政を考慮すれば新庁舎建設という事も慎重に検討しなければなりません。従って、今後本庁方式に移行しても健全財政を堅持していくためにも新庁舎が出来るまでの当分の間、現在の昭和町役場庁舎を本庁舎とすべきと考えます。

**小林委員（昭和町）**

大澤委員の発言は、先の昭和町議会全員協議会で全会一致の結論が出されています。

**後藤委員（天王町）**

3町の人口推計を見ると天王だけが、今後も人口増加が予想されています。従って人口の多い所に本庁舎をもってくるのは当然だと思います。また、これについては天王町議会合併推進特別委員会での一致した考えであり、また、切なる願でございます。

**南都委員（昭和町）**

私は住民代表であります。住民の立場から考えますと、議会議員も少なくなるし、職員も少なく

なり、いずれは本庁方式になると思います。それまでは地域的にも中心であり駐車場や交通の便等々の庁舎の環境を見れば昭和町役場が最も利用しやすいのではないかと思います。

**千田委員（天王町）**

前回の協議会で分庁方式が確認されていますが、利用人口の多い天王町にしていきたい。住民に不安のないような総合窓口センターも設置することとしていますし、合併の効果や効率性を考慮した時に、いつまで分庁方式でよいかを検討する必要があります。3年くらい分庁方式を行って本庁に切り替えていくべきではないでしょうか。

**南都委員（昭和町）**

千田委員にお伺いしますが、只今3年くらいという発言がありましたが、これはどういう事なのでしょう。

**千田委員（天王町）**

これは、あくまで私個人の考えであります。分庁方式は合併後大体3年くらいがめどではないかと感じている事を話ただけであって、特に意味はありません。

**会 長（石川天王町長）**

昭和町、天王町の委員からそれぞれ意見が出されましたが、飯田川さんからのご意見を伺いたいと思いますが、飯田川町さんはどうでしょうか。

**門間委員（飯田川町）**

これまでの昭和町、天王町のみなさんのご意見を伺っていますが、飯田川町の事は考えて頂けていたでしょうか。飯田川町議会では統一した考えはまとめてはおりませんが、私個人の考えは、本庁舎が出来るまでのことであって、どこでも同じではないかと思います。これから様々な協議を進めていく訳でありますから、もっと先を見た協議を行っていく必要があると思います。

**会 長（石川天王町長）**

その他にご意見はないでしょうか。

**小玉委員（飯田川町）**

名称の事でも、事務所の位置の事でもこの様な網の引き合いが生まれてきます。今まで協議会の中の全員で協議してもなかなか決まらないようですので、名称選定のように小委員会のようなものを作って、そこで意見をまとめてから協議会で協議したらいかがでしょうか。

**鈴木委員（天王町）**

正副会長から調整案を出してもらえるように協議していただきたいし、次も白紙提案出されるとまた同じように協議が進まないと思います。

**会 長（石川天王町長）**

これまで十分にご意見を拝聴致しました。この件についても次回までの継続協議にいたしたいと思えます。

協議第11号、継続協議となっております。財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）を議題と致します。

事務局から説明を求めます。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

協議第11号財産の取扱いについて、財産及び債務の取扱いでございます。

3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。という調整案でございますが、但し書きの基金についてが継続協議となっております。

**会 長（石川天王町長）**

協議第11号を説明申し上げましたが、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

**南都委員（昭和町）**

基金の取扱いの但し書きですが、当協議会は新設合併という事で確認しています。新設合併という事でそれぞれの町が法人格を失う事でありますから、その中でどのように旧町単位で割り振りするのでしょうか。私は但し書きを削除して基金は全て新市に引き継いでもらいたいと思います。

**堀井委員（天王町）**

一度、元の自治体に戻し事業推進するということは、対等合併の原理原則であると考えます。

先程、会長のあいさつにありましたように、人口規模、財政規模さらに基金と、これらを総合的に勘案して互譲の精神とそしてまた信頼関係が発揮されるものと私も思います。

この基金の取扱いですが、仮に1人当たりの数値にすれば、昭和の人口で割ると。割ったときに10万なら10万と出てくると。かける人口。それに比例して天王の2千5百なら5百と。まさしく対等に基金を払う様にやった方がむしろ公平間も出てくるし、対等という原理原則にたどるのではなからうかなと。でなければ、やはり今までの経緯というそれぞれの自治体がある訳ですから、額に汗して積み立てた目的基金というものは、一切プールは出来ない。こういう事です。これが正の方の考え方。私共としてはね。それから負の方の、借金です。はっきり言えば。それはどうなるのかと。これも本来であれば行政財産同様に引き継ぐというのも私はいいと思います。ただこれも全体的なバランスの中で論じられる事となります。基本協議の中でね。どこまでもプラスはプラス、正は正と財産にこだわるといような議論になってきますと、まさしくプラスの財産基金と同じで、頭割りに自分等で責任を取ると。あるいはまた場合によっては将来にわたってそれを運用場面のうで配慮するという風な事まで行くのかなと。でもそうしないためにも、少なくとも正の財産についてはもとの自治体に戻して支消する。せめて行政財産同様借金の上では新しい自治体に引き継ぐと。ここら辺が落とし所かなという風に思います。どこまでも正の財産にこだわってくると、これも反古にされて、もとより人口の頭割り。要するに低いものに人口で割ったものにそれぞれが出資する様な形の中の財源的なスタートとを取らざるを得ないのではないのかなというのが私の考え方です。これがまさしく公平の原理だと思えます。以上です。

**赤平委員（昭和町）**

堀井さん、会長の代弁で返答したのですか。あなたが返答する立場にいたのですか。あなたの意見でしゃべっているのですか。

**堀井委員（天王町）**

私の意見です。

**赤平委員（昭和町）**

あなたの意見、ならいいです。会長の変わりに返答したかと思って。それから会長、先程正副会長3人でこれは決定した事だと言われましたけれども、うちの方の千田町長に聞けば3人で協議した事はないと言っていますよ。

**副会長（千田昭和町長）**

いや、協議した事はないような話はありませんけれども、ただこの基金の使い方が何なのかと、こういう話はしております。ただそれが但し書きがついて書類になっておるという事で、基金の使い方がどの様に使われるのかと。例えば役場庁舎の建設基金として、ある程度積み増ししてそこに置くのかという様な事も考えられますから、基金の使い道がちょっと分からないままに今回の但し書きがついたとこういう事でございます。

**赤平委員（昭和町）**

それでは、原案として正副会長会議で決定した事項を事務局に原案として提出させたと。そういう

風に考えてよろしゅうございますか。いや、正副会長会議で決定した事項として、こういう提案を事務局に命じたのかと聞いているのです。

**会 長（石川天王町長）**

これは3人で話し合っ、もちろん飯田川さんも賛成したし、昭和さんもそれは当然だろうと。只今基金の事についてもおっしゃいましたが、この決定事項については事務局に私が命じて、書けと指示をした次第です。

**赤平議員（昭和町）**

この提案についてはですか。これは会長の一存で提案されたのですか。

**会 長（石川天王町長）**

いや、3人で相談したものを、決まった事を指示したと。

**赤平委員（昭和町）**

正副会長会議で正式決定している訳ですね。

**会 長（石川天王町長）**

はい、そうです。

**赤平委員（昭和町）**

はい、分かりました。そうするとこれはあれですか、この地域振興の事業推進に支消すると書いてありますけれども、この基金については支消する時期というのはいつなのですか。

**会 長（石川天王町長）**

それまでは決めていません。

**赤平委員（昭和町）**

合併前、合併後も決めていない。

**会 長（石川天王町長）**

いや、当然合併後ですよ。これは合併を前提とした調整案でございますから。

**赤平委員（昭和町）**

これは合併後という事ですね。では市町村の配置分合する場合において財産の処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定めると。これは地方自治法7条の4項にありますけれども、財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうという風に、地方自治法第237条の第1項に書いてありますけれども、こういう項目を無視して基金は別なんだという風な物の考え方なのでありますか。

**会 長（石川天王町長）**

基金というものは、先程も言いましたけれども、一般財調もありますし、目的財調もありますという事で、なぜこういう事になると、例えば話は飛ぶかも知れませんが、今、天草市で、新聞に載ってますけれども、要するに駆け込み公共事業をして借金を持ち込もうとするこういう町村があるという事で、今脱退する町村がある訳ですよ。それと、例えば神岡町が来年合併するとき、役場の基金が7億あったと。それを使ってしまったと。プールされるという事で建てている例もある。という事だからそれは、やはり借金というものはプールしなければならないと。借金ね、負の財産。正の財産はやはりそれぞれ3町が血税を爪に火を灯して貯めた貯金だと。だから持ち帰って使うべきだと。こういう指示です。

**赤平委員（昭和町）**

そうすると、金と一緒に残っているものについては、血税を爪に火を灯して貯めたものだと。しかし社会資本として投資した分についての評価は全然ないわけでしょう。いわゆるバランスシートといいますが、貸借対照表という物が出てきて、初めて正の資産も負の資産も全部分かる訳ですね。じゃ

あこの際、バランスシートをお互いに出してですね、正負の額の正常な裁定というものをしたらいかがですか。

**会 長（石川天王町長）**

これも協議した経緯があります。というのは、合併後の財政シミュレーションというものを私、事務局から見させて頂きました。すると、17年以降がすべて天王町の基金を、要するに埋めていると。これも一つの案ですけれども、じゃあ、0という財政シミュレーションも組みなさいと。会長としてね。基金0。それで、はっきり言って天王町の財調、基金も含めて12億13億ありましたが、それをすべて財政シミュレーションに組んでいると。これも一つの方法かも知れませんが、基金0という財政シミュレーションも組まなければ意味が無いだろうと。こう見ると、天王町の基金というものを丸ごと当てにしているのではないかなと。これは、会長としても事務局もやるけどもですよ。その中でバランスシートの話も出ました。バランスシートというのは売り買いできないのでしょうか。そういう事でこれは飯田川の町長も、これはバランスシートはやらない方がいいと。時間もかかるし金もかかると。こういうような、これは正式な協議会ではなく内部では話し合いました。バランスシートはやる必要がないという事でやらないという事に決めています。

**赤平委員（昭和町）**

あの、社会資本とか色々なものについては、やはりバランスシートがなければ正当な評価が出来ないというのは、これは決定的な事実なんですよ。

それから例えばですよ、天王町の方でいわゆる庁舎を建てるとかあるいは道路の整備に使うとか、まあ色々な使い方はあると思いますけれども、それは3町が合併した以降も、あるいはその地域地域に張り付いた今まで我々が抱えてきた問題は、新しい市になってもやっていかなければいけない様なものが多い訳ですよ。それだとするならば、今のその財調と申しますか基金で持っているものをですよ、自分の地域に使うという事が書いてありますけれども、これは合併後ではなくて合併前に使ったらどうですか。自分の町の為。

**会 長（石川天王町長）**

いや、そういう議論は今するべきではないです。これは議会の答弁みたいになってしまうけれども、協議会だからいいのですけれども、この議論はですね、今言うその正も負も新市に引き継ぐと。今但し書きで来ている訳ですよ。そこをどうするかという事でバランスシートという様な問題もありますけれども、まずここをどうするかと。南都さんからは、ここはプールするべきであると。天王の堀井さんからはいや、それぞれの事業、それぞれの町に返すべきだと。こういう議論に分かれています。

**赤平委員（昭和町）**

いや、だけでも提案されている訳ですからね。そして聞くと、合併後に使うのだと言う事でしょう。合併後に使うんだという様な提案だとするならば、私はこの提案はちょっと受け入れられないと考えている訳ですよ。どうせ使わなければいけないのだったら、合併前に使った方がいいのではないのかなと、そういう風に考えているという事の意見を今述べている訳で。

**会 長（石川天王町長）**

それはこれが決まり次第ですね。決まり次第。

**淡路委員（昭和町）**

昭和の淡路ですけれども、合併するという事は従来の法人格を失う訳ですよ。従来の法人格を失った時点で今までの持ち分を持ち分として地域振興の事業推進に支消するという表現は、先程法律の基金の部分にもついて他の委員さんから発言がありましたが、非常に矛盾点を感じるのですが、もう少し明確に説明を頂きたいのですが。

**会 長（石川天王町長）**

前回は提案した時、叩き台として意見が出た訳ですよ。あくまでもこれは3町3人の正副会長で決めた事を書いたのですが、叩き台だという事でこの文言になっている訳ですよ。それで今お尋ねの法人と、それからはっきり言うとそれぞれの3町の基金は、それぞれ3町で使うべきだと。簡単に言えばそうですよ。それ以上もそれ以下もないです。

#### 淡路委員（昭和町）

合併するという事は、いわゆる3町の所有する財産及び債務について新市に引き継ぐものとするという、その時点で基金も私は財産の一つだと思うんです。既に法人格を失った所から、旧来の法人格で有していたものをそれぞれでという考え方は、新しい市の考え方としていかなものなのでしょうかと。

#### 会 長（石川天王町長）

それではですね、立場を逆にしましょう。例えば昭和町のほうで基金が20億あると。仮の話ですよ。その場合もやはり淡路さんはそれを全部プールするという考え方ですか。町民感情というものはそうはならないですよ。

これは協議会の答弁ですので、それぞれの意見を聞きましょう。私とあなたでやってもしょうがないから。はい、どうぞ。

#### 淡路委員（昭和町）

組織としての、やはり大きなくくりになる訳ですから、失ったものを再度振り返すというのは私はどうも、いわゆる資格を失った法人格がですね、またそこで自分の財産がどうだと言う事について、新しい市としてはこの考え方はやはりおかしいのではないのでしょうかという事を会長に質問している訳です。

#### 会 長（石川天王町長）

私は何もおかしくないと思いますよ。

#### 堀井委員（天王町）

まあ、それぞれ今ご意見ございました。建前論というものを基調にしながらのご意見だと思いますが、まさしく互譲の精神がなければ合併がおぼつきません。その上で、今赤平委員からもバランスシートの問題もありました。それはそれで一つの意見でしょう。そして今、淡路さんからも意見がありました。私はやはり、建前論というものはそれはそれとして、少なくともこの合併に身を結ぶ為に信頼関係がなければ駄目だという事の中で、会長の方から提案されていたと思いますし、それを今日この協議会の中でたまたま私の方の町長が会長になっていますが、一問一答で町長どうですか、石川会長どうですかと聞くような会議でもないと思いますよ。お互いの言葉の上げ下げ取ってやっているようじゃ話にもなりません。はっきり言って。その事を石川会長も又全て答えなければならない様な責任あるのかなど。幹事会もあるのでしょうか。幹事会は昭和の助役でしょ。はっきり言ってね。全てその中で、全体的な信頼の中で議題というものをここに挙げている訳ですから、一つ一つ会長に問っていくということ事態は、私はこの協議の議題としてはナンセンスだと思いますよ。もう少し信頼という中で物事をやっていくという議論を進めて頂きたいと思います。いちいちそうすれば、全ての議題に関するものは会長なり副会長なり幹事会なり、きちんと意思統一をして全て事前の了解を得ていかなければ、まさしく上程出来ないという事になります。町長たりとも、会長たりとも、答えれる立場ではないでしょう。ですから、あくまでも今日の問題は正の財産、負の財産をどうしますかという事であって、バランスシートがこうだとか、法律上こうだとかいう議論になってきますと、これはもう作り直しをして弁護士でも立ててやらなければもう決まりませんよ。ですから、もう少しこれは一問一答ではなくして、全体的にやはり信頼の方向でいくような議論というものを、特にお互いに心がけていかないと駄目だと思いますよ。

今あなたの方の言い分を聞いていますと、石川会長に対してこれはどうだ、これはどうだと、答えられる訳がないでしょう。

**会 長（石川天王町長）**

少し落ち着きましょう。休憩します。10分間休憩します。

暫時休憩（15：35）

会議再開（15：46）

**小玉委員（飯田川町）**

飯田川町の委員の小玉喜久子です。私はただいまの意見を聞いてまして、やっぱり新しい新市を創るにあたって、但し書きの基金については、3町それぞれの持ち分としというのは、ちょっと繁雑になるのではないかと思います。今まである目的をもって貯金してきた基金でしようけれども、せっかく1つの市を創ろうと思って頑張っているのですから、今度は新市のあり方を担う選ばれた議員さん達にお任せするとして、合併成立の段階では、やっぱり基金も一緒に財産にしたほうがいいのではないかと思います。それでも新市になった場合にやっぱり地域も広いし、議員さんの数だって多分多いでしょうし、いろいろ必要であればみんなが一致した意見で基金は、有効に使われるものと信じて新市の議員さんにお任せする方向で新しい出発では、全部一緒にしたほうが繁雑でないと思います。そうでなければ、天王の基金、昭和の基金、飯田川の基金というふうに分けておいてもいいのですけれど、それをいつ、どこで、どういうふうに出して、どう使うか、だれがどう決めるか、ということもありますので、いろんなことを頭に置きながら出発の時点では、一番わかりやすく全部一緒にプールして、基金も債務も引き継いで出発したほうがいいのではないかと私個人でそう思いました。

**会 長（石川天王町長）**

議論は、今の但し書きについては、このように書くべきだと、あるいはこれを撤回すべきだと、そして今小玉委員の意見で気になったのは、新しい市とか議員等に任せるという意見は、会長としては、やはりそうするとこの法定協議会はなんなのかと、法定協議会で責任ある道筋をつけるのが法定協議会であると会長として認識していますので、小玉委員の意見としてはプールすべきだということで、これも2通りの意見がありますので継続協議にしたいと思います。

次に協議第17号、電算システムの取扱いについてを議題と致します。

事務局から説明を求めます。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

協議第17号電算システムの取扱いについてをご説明申し上げます。

資料は第3回提案資料で表紙が黄色のものです。電算システムの取扱いについては、次のとおりとする。電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。という調整案でございます。具体的な調整方法と致しまして2つございます。としまして基幹業務システム等については、機器及びシステムを統一する。支所又は出張所については、庁舎間をネットワークシステムで運用する。電算導入にあたっては、合併前に検討委員会等を設置し、検討を行う。

と致しまして単独処理業務システムについては、新市において調整する。というものでございます。

以上でございます。

**会 長（石川天王町長）**

この協議第17号についてご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

（異議なしの声）

**会 長（石川天王町長）**

異議ないようですので、協議第17号電算システムの取扱いについては、原案のとおり確認致しました。そうすれば、下の確認月日のところに平成15年9月25日と入れてください。

次は次回協議事項ですね。それでは事務局より説明を求めます。

#### 説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは6ページをご覧ください。協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについて（小委員会の設置について）説明致します。

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。というものでございます。それでスケジュールでございますが、第3回協議会8月27日に決定方法が確認されておりますので次回以降の協議会での協議事項としまして、小委員会を設置する場合としない場合の2とおりありまして、設置する場合は案が3つございます。案1としまして3町の議会議員3人×3町で9人、案2としまして3町の住民代表3人×3町の9人、案3としまして3町の議長と住民代表1名の2人×3町の6人の3つの案でございます。そして、これでできた調整案を協議会に諮り決定するというものでございます。もうひとつが小委員会を設置しない場合ですが、これは幹事会で調整案を作成し、協議会に提案するというものです。

続きまして、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（小委員会の設置について）説明致します。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。というものでございます。これも協議第15号と同じく小委員会を設置する場合としない場合の2とおりとなっております。また、付け加えて合併した場合の農業委員会の原則としまして、1つの農業委員会を置く、合併区域の農地面積3,124ha、選挙による委員の定数は、30人以下、選挙区を設けることができる、となっております。事務局といたしましては、小委員会を設置するという調整案でございます。

続きまして、黄緑色の1ページをお開きください。協議第18号一般職の職員の取扱いについて説明致します。

新設合併が行われた場合には、関係するすべての市町村の法人格が消滅しますので、当該職員は合併日の前日をもって原則失職することになります。しかしながら、合併特例法において、職員は合併の前日をもって原則失職することになります。しかしながら、合併特例法において協議により、一般職の職員が引き継ぎ新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならないと規定されており、今回協議項目として提出するものであります。

調整内容であります、（1）としまして一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9号により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。（2）職員の職員・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。（3）職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。という内容でございます。

2ページ以降が各3町の現状でございます。各町職員定数条例による職員数と平成15年4月1日現在における職員数を記載してございます。3町を合計致しますと、条例で定める職員定数は374人でございます。これに対し、平成15年4月1日の実数は334人でございます。また、級別の標準的な職務内容についてであります、3町の行政機構等の違いにより、適用給料表にも差異がございます。5ページに参考法令として、市町村の合併の特例に関する法律の第9条を記載しましたが、第9条の第1項では合併に伴う一般職の身分の保障をしております。第2項では、職員の任免、身分の取扱いについては、公正にすべきという規定がされております。このことから一般職の職員である



ものについては、すべて新市の職員として引き継ぐという調整内容でございます。今回の市町村合併の効果の1つとして、職員数の適正な管理ということが求められてまいります。このことについては、新市において1年以内をめどに定員適正化計画を策定し、その適正化に努めるものであります。以上です。

6ページをお開きください。協議第19号でございます。特別職の身分の取扱いについてご説明致します。

新設合併における関係3町の法人格の消滅については、今の第18号でもご説明申し上げた所でございますが、一般職同様に特別職につきましても合併の前日をもって失職致します。この事から調整内容につきましては、1特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。2特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する、という調整内容でございます。7ページ以降が資料でございます。7ページに常勤の特別職、10ページに議会議員と農業委員会委員、11ページに行政委員会の委員、17ページ以降からその他の特別職の報酬額等を参考に記載しております。具体的な調整方法についてでございますが、報酬につきましては常勤の特別職、議会議員、行政委員会の委員、その他の特別職とも現行の特別職及び類似団体の報酬を参考に調整するという内容でございます。

それでは7ページをお願い致します。任期、選任等についてであります。常勤の特別職の内、新しい市長は合併日から50日以内に選挙が行われます。その間は、3町の町長が協議して定めた市長職務執行者が職務にあたります。助役、収入役につきましては、新しい市長が決まり選任の手続きを取るまでは不在という事になりますが、収入役につきましては、収入役の職務代理者を事務吏員の中からおく必要がございます。

12ページをお願い致します。教育長は、特別選任された教育委員会の中での互選となりますので、任期は新市長の選挙後、最初に招集される議会の会期末までとなります。地方自治法第180条の5の規定で設置を義務付けられております、執行機関としての委員会及び委員は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会等がございます。その内教育委員会は、合併時は市長職務執行者が、3町の教育委員会の委員であった者の中から選任致します。選挙管理委員会は、3町の選挙管理委員会であった者の互選により選任致します。固定資産評価審査委員会は、教育委員会と同じ方法で選任されます。任期は、最初の議会で新委員が決まるまでの間という事でございます。監査委員会につきましては、新市長が決まってから議会の同意を得て選任致しますので、その間は空席であります。この内容をまとめたのが12ページでございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

只今、第5回の協議会の次回の協議会に提案する内容についてご説明しました。今の説明と、それと資料をご覧になって頂いて、次回まで検討して頂きたいと思っております。

後は、その他の住民アンケート調査と住民説明会です。

#### **説明者（事務局長補佐 村山）**

大変申し訳ございません。本日配布の15ページをご覧頂きたいと思っております。白い表紙でございます。

8月27日の第3回協議会でご確認頂きました、新市建設計画の策定方針にありました、住民の意見移行を把握するためアンケート調査を実施しております。調査対象は3番にあります、3町の15歳以上の住民3,100名に配布しております。現在684通、約22%の回収率で事務局の方にアンケートが届いております。このアンケート調査の結果については、11月の協議会で報告したいと思っております。16ページからはアンケート調査の内容となっております。

それから(2)の報告でございますが、住民説明会についてご報告致します。24ページをご覧頂

きたいと思います。3町の全世帯に対し、新市将来構想の概要版と一緒にこの24ページのご案内のチラシを配布しております。昨日から天王町の方で住民説明会が始まりました。委員の皆様もぜひお近くの会場に出席頂ければと思います。以上で報告を終わります。

**会 長（石川天王町長）**

これは報告でございますので、これで終わりたいと思います。

次に、次回開催日についてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

**説明者（事務局長 幸村）**

それでは、同じ綴りの25ページをお願い致します。次回、開催日についてであります。第5回合併協議会の開催日については、10月24日金曜日、午後2時より天王町図書館において合併協議会を開催し、ご協議をお願いして参ります。

また、第6回合併協議会は、11月14日、金曜日。第7回合併協議会は、11月28日。第8回合併協議会については、当初の予定を変更致しまして12月19日に開催致します。御協力して下さいます様お願い致します。以上で終わります。

**会 長（石川天王町長）**

これについて質疑はないですね。それでは5回、6回、7回、8回の開催日を決定したいと思います。予定された議案は終わりました。これをもって本日は終了したいと思います。

以上をもちまして第4回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。大変長時間にわたりありがとうございました。先程冒頭にも申し上げましたが、次回当たりが正念場、山場でございますので、一つ皆さん新市誕生に向けて大いに頑張ってくださいようお願い申し上げます。閉会の挨拶と致します。ご苦労様でした。